平成２８年（フ）第１８６３号
札幌市豊平区福住１条２丁目13番23―303号
債務者　高松　智代
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７５号
札幌市北区篠路１条５丁目15番24号
債務者　佐藤　浩人
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８０号
札幌市東区本町１条４丁目３番15号　フロックスホーム203号
債務者　吉川小枝子（旧姓道辰）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８５号
札幌市白石区菊水６条３丁目１番21号　ラージヒル菊水101号、住民票上の住所札幌市東区北33条東12丁目１番３―105号
債務者　古内　　萌
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０２号
北海道江別市若草町８番地の12　グラース・ド・アビタシオン102
債務者　照井　緩湖
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１９号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番３号　ラネージュ南郷401号
債務者　島津　景子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
北海道中川郡池田町字西２条10丁目１番地の９
債務者　青木　邦治
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
岩手県二戸市福田字下川原１番地５
債務者　中山　清司
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６９号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字嫺竹ケ丘６番地　県営住宅40棟21号、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字嫺竹ヶ丘６番地　県営住宅40棟13号
債務者　酒井由美子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
群馬県太田市宝町566番地
債務者　船津ユキマサこと　ＦＵＮＡＴＳＵ　ＳＥＲＧＩＯ　ＹＵＫＩＭＡＳＳＡ
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２２２号
群馬県高崎市北久保町４番地８　エメラルドハイツⅠ203号
債務者　丸谷　真也
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３０号
群馬県藤岡市篠塚601番地　市住70―２棟７号
債務者　櫻井　克之
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３１号
群馬県藤岡市篠塚601番地　市住70―２棟７号
債務者　櫻井　智子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３３号
群馬県富岡市下黒岩844番地４
債務者　八代　啓吾
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０９２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2055番地９、旧住所埼玉県蓮田市大字閏戸850番地10
債務者　齋藤　孝雄
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３１号
埼玉県上尾市泉台３丁目７番地16
債務者　高野　　弘
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６０号
埼玉県和光市白子３丁目８番34号　光和コーポ201、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目14番25号
債務者　有馬　隆弥
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係